

保育施設と保育士支援の充実を図ります

保育所入所待機児童解消に向けて

平成27年、国の「子ども・子育て支援新制度」が開始され、保育園や認定こども園、小規模保育事業所など(以下「保育施設」)への入所基準が緩和されました。さらに核家族化や、共働きの増加、産後の早期職場復帰などにより、保育のニーズが多様化。全国的に待機児童が発生し、問題になっています。本市でも平成30年2月時点で過去最高となる93人の待機児童が発生(5月時点の待機児童数は36人)。市では、待機児童解消に向け保育施設や保育士支援の充実を図っています。

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

保育施設の充実

今年4月と5月に、待機児童が多い3歳未満児の子どもを対象とした小規模保育事業所3施設が開設。入所定員が57人増加しました。

さらに本年度、公立保育園を増設するほか、法人立保育園・認定こども園の新設や増改築などの施設整備への補助を実施。入所定員が本年度中にさらに50人、平成31年度初めには95人増加する予定です。



ボラン保育園開所式の様子(4月)

保育士支援の充実

保育施設が整備され定員が増加することにより、多くの保育士が必要になります。市では本年度、私立

の保育施設で働く保育士を対象とした、アパートなどの家賃補助制度を開始しました。

さらに、昨年度から実施している再就職支援金貸付制度の対象要件を緩和し利用しやすくしました。

●新たな保育士支援「保育士家賃補助金」

【対象】 次の要件を全て満たす人
▷市内の保育施設(公立を除く)で1日6時間以上、月20日以上従事する人▷採用から3年以内(新卒、中途採用は問わない)の人▷市内の賃貸住宅に住居する単身またはひとり親世帯

【補助額(月額)】▷採用1年目…家賃の2分の1(上限2万円)▷採用2年目…家賃の3分の1(上限1万5千円)▷採用3年目…家賃の4分の1(上限1万円)

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

現在実施している保育士支援

●花巻市保育士等復職支援者

個別相談や保育施設の見学・紹介、職場体験などを行います。登録は随時受け付けています。

【対象】市内の保育施設へ再就職を希望する人で、次のいずれかの資格を有する人[保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭]

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

●再就職支援金の貸し付け

【対象】市内の保育施設に再就職し、保育業務に週20時間以上従事する人(一定の要件があります)

※本年度から対象要件を緩和。保育施設離職後の経過期間を短縮しました

【貸付額】10万円

※1人1回限り。用途は問いません。1年間勤務で返還を免除します

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)



●ふるさと保育士確保事業補助金

市の奨学金を返還していて、市内の保育施設に勤務する保育士を対象に、返還額の半額を補助します(一定の要件があります)。

【問い合わせ】教育委員会学務管理課(☎45-1311内線334)

●保育料の減免・補助

【対象】市内の保育施設で週20時間以上従事し、保育施設に子どもを預けている人(一定の要件があります)

【減免・補助額(月額)】▷第1子…1万円▷第2子…5千円

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

●保育施設見学・体験

保育士養成機関の学生を対象に保育施設の見学や体験を行います。

※見学・体験は随時受け付けています。施設へ直接お申し込みください

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

補助制度を拡充

第3子以降の保育料等を助成します

市は、本市独自の取り組みとして「第3子以降保育料等負担軽減事業」を実施しています。昨年度までは小学生以下の最年長者を第1子として数えていましたが、本年度から市内に在住する18歳以下の最年長者を第1子とし、対象を拡大しました。

割合合計額(以下、所得割合合計額)に応じて助成します。

- 所得割合合計額が97,000円未満の世帯：平成30年度分として支払った対象児童の保育料等の全額
- 所得割合合計額が97,000円以上の世帯：平成30年度分として支払った対象児童の保育料等の全額

※対象児の保育料等に自己負担が発生しない場合は対象外

2分の1

対象施設(市外を含む)
認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、市立幼稚園、私立幼稚園、認可外保育施設、事業所内

申請方法
入所施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出

※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中に退所し保育施設を利用しなくなった場合は左記へご連絡ください

【問い合わせ】
教育委員会こども課
(☎45-1311内線345)

事業内容

同事業では保育園や幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、第3子以降の保育料等の全額または2分の1を助成。要件を満たしている場合、申請することで4月から平成31年3月までの保育料等の助成が受けられます。

対象児童

市内在住で、18歳以下の最年長者から数えて3番目以降の児童

助成額

世帯全員の市町村民税額の所得

助成制度の対象児童の捉え方

18歳以下の最年長者から順に数え、3番目以降で保育所等を利用した児童が対象

19歳以上	19歳以上のきょうだいはカウントしない
18歳以下	第1子として数える
	第2子として数える
	第3子以降として数える

■助成区分

所得割合合計額	認可保育所、認定こども園、市立幼稚園、小規模保育施設、認可事業所内保育施設	私立幼稚園、認可外保育施設、認可外事業所内保育施設
97,000円以上	市の2分の1助成の対象	
97,000円未満	市の全額助成の対象	
77,101円未満	国の無償化制度の対象	
	無料(生活保護世帯)	

- ▷2分の1助成対象世帯に所得制限はありません
- ▷全額助成の対象は所得割合合計額が97,000円未満の世帯です
- ▷所得割合合計額が77,101円未満の世帯は認可施設を利用する場合、国の無償化制度により、保育料等が無料となります
- ▷認可施設を利用する生活保護世帯の保育料等は無料となります